

## 《2023(令和5)年度への給付期間延長審議に関する応募要項》

大阪府中央区大手通三丁目2番21号

公益財団法人 戸部真紀財団

### 1. 対象者

- ・2022年度 新規採用の奨学生で、2023年度に進級又は国内の大学院に進学する者。
- ・2022年度に顕著な実績を残し、引き続き学業及び研究に真摯に取り組む強い意志がある者。
- ・卒業（修了）後、期間を置かず進学する者（例：3月卒業・4月入学）
- ・「奨学金受領書／近況報告書」の提出義務を果たした者。

### 2. 対象とならない者

- ・2022年3月をもって大学又は大学院を卒業（修了）し、進学しない者  
※ 申請時点で院試の結果が不確定の方は、決定次第速やかにご連絡ください。
- ・卒業（修了）後、進学まで期間が空く者（例：3月卒業・10月入学）

### 3. 給付金額と給付期間

- (1) 給付金額 月額5万円  
(初回は5月に4～7月分、以降偶数月に2ヶ月分を振り込みます)
- ※ 博士課程を対象とした公的な支援制度（JSPS 特別研究員、JST 次世代研究者挑戦的プログラム）の採用者は半額となります。延長申請後に採択された場合は速やかに事務局までご連絡ください。
  - ※ 他の高額な給付型奨学金（民間の団体、地方自治体等）との併給の場合は半額となる場合があります。  
返済義務なしの場合でも、大学独自の奨学金制度、日本支援機構が行う給付型奨学金、及び学費の免除等は、併給の場合でも半額とはなりません。  
注) 下記4. (1) 提出書類②「他機関からの奨学金について」に現況の詳細を記載してください。

- (2) 給付期間 2023年4月1日より2024年3月31日までの1年間  
※ 休学期間中は奨学金の支給を休止します。

### 4. 応募方法と提出期限

- (1) 提出書類（希望者は下記①及び②、辞退者は③）
- ① 2023（令和5）年度 奨学金給付期間延長申請願書（本財団指定用紙）
  - ② 2023（令和5）年度 他機関からの奨学金について（アンケート）  
----- または -----
  - ③ 2023（令和5）年度 延長申請辞退届
- (2) 手続き
- 申請願書（ワードファイル）は下記 URL より各自でダウンロードし、必要事項を入力の上、提出先 URL に 2月15日（水） までに提出してください。期限を過ぎての申請は一切受け付けません。
- なお、来年度への延長申請を希望されない方、及び非対象者は、必ず「延長申請辞退届」（上記③の書類）をご提出いただきますようお願いいたします。

- ★ 「奨学金給付期間延長申請願書」「他機関からの奨学金について」  
及び「延長申請辞退届」ダウンロード URL :

<http://www.tobe-maki.or.jp/extension/>

( ID : tobemaki    password : encho )

- ※ 「名前を付けて保存」してからファイルを開いてください。
- ※ ダウンロードできない方は個別にご連絡ください。

- ★ 提出方法：詳細については別途メールでお知らせいたします。

## 5. 給付期間延長奨学生の決定

- (1) 採否結果（内々定）は3月末頃にメールにて通知いたします。
- (2) 3月末日時点で活動報告書が未提出の場合は内々定を取り消します。
- (3) 内々定後に成績証明書の内容を精査した上で内定といたします。
- (4) 採用内定後に財団より送付する誓約書等の書類提出をもって正式採用とし、その結果を大学及び本人に書面にて通知いたします。
- (5) 選考の経過及び決定の理由は公表しません。
- (6) 採用となった場合でも、奨学金給付毎の提出を義務としている「奨学金受領書／近況報告書」の書類について、提出状況が悪い場合は採用を取り消す場合があります。

## 6. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、学期毎に成績証明書を、また2024年3月末までに活動報告書及び在学証明書（または卒業証明書／修了証明書）を理事長宛に提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は奨学金振込日の翌月10日までに奨学金受領書／近況報告書を提出しなければなりません。期限までに当該書類の提出がない場合、奨学金の給付を停止又は廃止する場合があります。

## 7. その他

2022年度 募集要項に準じます。

採用者は当財団発行の誌面に、氏名、所属、学年を記載いたしますので、予めご了承の上ご応募ください。

### ◇ 交流会について

(2023年度 交流会開催予定日)

8月27日（日）からの1泊2日または2泊3日

- ※ コロナ禍の感染状況によっては、日帰りでの開催、またはオンラインでの開催に変更する可能性がありますことをご承知おきください。

以上

# 公益財団法人 戸部眞紀財団

## 奨学金給付規程（抄）

### 第 1 章 総 則

#### （奨学生の資格）

- 第 3 条 当財団の奨学生となる者は、日本の大学及び大学院の正規課程に在学する学生及び外国人留学生で、次の各号に該当する者とする。
- （1） 化学、食品科学、芸術学／デザイン学、体育学／スポーツ科学、及び経営学の分野を専攻する者
  - （2） 学部学生（3年生以上）、大学院学生（修士課程、博士課程）の者
  - （3） 年齢が採用年度4月1日時点で30才以下である者
  - （4） 向学心に富み、学業優秀であり、且つ、品行方正である者
  - （5） 国際交流の促進、文化芸術及び科学技術の振興に貢献する者
  - （6） 学費の支弁が困難と認められる者
  - （7） 奨学金を得ることで、学業や研究により一層の深化、発展が期待される者
  - （8） その他、当財団の定める条件を満たす者

#### （奨学金の給付期間及び金額）

- 第 4 条 奨学金の給付期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。但し、給付期間終了後、当該年度の実績等を審査し、1年間を限度に継続を認める場合がある。
2. 前項の期間中に給付する奨学金の額は理事会で決定する。但し、併給の場合はその額の半額とする場合もある。
  3. 奨学金は、第15条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

#### （奨学生の義務）

- 第11条 奨学生は、第3条に規定される奨学生の資格条件に抵触することがあれば速やかに理事長に届けなければならない。
2. 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。
    - （1） 休学、復学、転学又は退学したとき
    - （2） 停学その他の処分を受けたとき
    - （3） 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
  3. 奨学生は、給付期間終了月の月末までに在学証明書及び活動報告書を、また学期の終了毎に成績証明書を理事長に提出しなければならない。
  4. 奨学生は、奨学金の入金毎に奨学金受領書及び近況報告書を理事長に提出しなければならない。

5. 奨学生は、当財団主催の行事に参加しなければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。なお、奨学金の給付期間は、財団が認めた場合に限る。休学期間中を除いた1年間とし、復学後に残存期間分の奨学金を支給するものとする。また、海外への留学のために休学する場合は、期間及び留学先等の条件を勘案し、奨学金の休止の有無については個別に判断するものとする。

2. 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認められたときは、奨学金の給付を停止する。

3. 奨学生が正当な事由なく第11条の義務を果たさないときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第13条 理事長は、前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第14条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止することができる。

(1) 退学したとき

(2) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき

(3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき

(4) 傷痕、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき

(5) 学業成績又は性行が不良となったとき

(6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

(7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(8) 在学期間中処分を受け、学籍を失ったとき

(9) 奨学生が正当な事由なく第11条の義務を果たさず、これを数度に渡り繰り返したとき

(10) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の返還)

第15条 理事長は、奨学生が第12条又は第14条の各号のいずれかに該当し、且つ、故意による重大な違約が認められた場合は、第4条第3項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

以上